

教育・保育施設等を利用する保護者の皆様へ

仙台市長 郡 和子

緊急事態宣言に伴う 家庭での教育・保育のお願い（要請）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、令和2年4月13日付で保護者の皆様には家庭での教育・保育のお願いをしておりましたが、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことに伴い、仙台市としても、児童や保護者の皆様、関係職員への感染を防止するため、ご家庭での教育・保育が可能な場合には登園を控えていただくよう、改めて要請をいたします。

【保護者の皆様へのお願い】

- ・家庭での教育・保育が可能な方は、できる限り利用を控えてください。
- ・仕事等の調整が可能な方は、遅めの登園や早めのお迎えなど、利用時間の短縮をお願いします。

【期間】

- ・令和2年5月6日（水）まで

【保育料について】

- ・無償化の対象とはならない0歳児から2歳児については、次の計算式に基づき保育料を日割り計算し、登園を控えていただいた分の保育料を減額します。減額の対象となる期間は、令和2年4月1日（水）から令和2年5月6日（水）までです。
- ・一度月額保育料を全額お支払いいただき、後日、登園しなかった日数に応じた減額分を還付いたします。その手続き等については別途ご案内いたします。

<減額後の保育料の計算式>

$$\text{月額保育料} \times (\text{その月の開所日数} - \text{その月の欠席日数} (\ast)) \div 25$$

※1か月ごとに、上記期間の範囲内で、登園しない日を全て減額対象とします。（開所日のうち普段登園をしていない曜日や、期間中の体調不良等による欠席も、上記欠席日数に含めます）

○本市ホームページに、保育施設等における新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせをまとめて掲載しております。

その中で、保育施設等を利用する保護者の皆様が、この要請に沿った行動ができるよう、勤務先の事業者に対して特段の配慮を依頼する旨の通知も掲載しておりますので、必要に応じてご活用ください。

※本市ホームページにあるバナー「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」をクリック
⇒ページ中段の「保育施設等に関する市の対応」内の項目をご参照ください。

※下記QRコードからもアクセスできます



<お問い合わせ>

仙台市子供未来局認定給付課認定調整係
電話 022-214-8655